

毎週火、金曜日発行（但休日には休む）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴収規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県立公共職業補導所規程の一部改正
指定医の辞退
土地改良区役員の変更及び就任
- ◇公告 鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙の日時及び場所
右選挙の選挙長等

規則

河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十月一日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第五十一号

河川国有土地水面使用料、占用料産物採取料徴収規則の一部を改正する規則

河川国有土地水面使用料、産物採取料徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表二産物採取料金表を次のように改める。
二 産物採取料金表

種別	数	量	採取料
土砂	一立方メートル		一五〇〇
砂利	〃		一五〇〇
栗石を含む	〃		一八〇〇
転石	一箇		三〇〇
〃	三〇センチメートル以上		五〇〇
〃	二〇センチメートル以上		三〇〇
〃	一〇センチメートル以上		一〇〇
〃	五センチメートル以上		五〇
〃	七〇センチメートル以上		一五〇
切石	一立方メートル		五〇〇

割 石 "

一五〇、〇〇

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十二号

鳥取県立公共職業補導所規程の一部を改正する規則
鳥取県立公共職業補導所規程（昭和二十七年八月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県立公共職業補導所一覽表を次のように改める。

別表

鳥取県立公共職業補導所一覽表

補導所の名称	設置場所	補導種類	補導期間	補導定員
鳥取県立鳥取公共職業補導所	鳥取市	機械	一箇年	三五
鳥取県立米子公共職業補導所	米子市	自動車整備	"	三〇
		木工	"	"
		美容	"	"
		建築	一箇年	"
		木工	"	"
		工業	"	"

鳥取県立倉吉公共職業補導所

倉吉市

計

三箇所

十一種目

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十九年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百八十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）

第一条第一項の規定により次のように辞退があつた。

昭和二十九年十月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

洋 裁

経 理 事務

木 工

建 築

（所内補導 六箇月）
追補導 六箇月

一箇年

"

診療科名	氏 名	住 所	辞退年月日
整形外科、整形外科	八 牧 力 雄	米子市加茂町一丁目一番地 博愛病院内	昭和二十九年七月三十一日

鳥取県告示第四百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年十月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
退任した役員の名及び住所

乙堰第二土地改良区

理事	山田 万藏	鳥取市大枝
"	山田 米藏	"
"	石上 辰藏	"
"	中村 壽雄	"
"	中村 義則	"
"	山田 竹雄	"
"	村上 想太郎	"
"	安藤 光吉	"
"	清水 勘十郎	立川町
監事	稻田 憲太郎	大枝
"	谷田 勇次郎	"
新田井手土地改良区		
理事	井沢 松太郎	西伯郡大和村大字佐陀
"	進 三千	"
"	松山 延喜	"
"	渡辺 竹次郎	"
"	田辺 清俊	"

監事 村上 忠治
大字中間
就任した役員の名及び住所
乙堰第二土地改良区

理事	中村 宗治	鳥取市大枝
"	山田 万藏	"
"	山田 米藏	"
"	山田 梅治	"
"	山田 竹雄	"
"	石上 正男	"
"	石上 壽雄	"
"	中村 勘十郎	立川町二丁目
"	石上 辰藏	"
監事	浦木 勘十郎	大枝
"	坂下 孝実	"
新田井手土地改良区		
理事	村上 忠治	西伯郡大和村大字中間
"	田辺 清俊	"
"	進 三千	"
"	渡辺 市太郎	"

公 告

鳥取県市町村職員共済組合設立委員の選挙の日時及び場所を次のとおり定めたから鳥取県市町村職員共済組合設立委員の定数及び選挙の方法に関する規則第六条の規定に基づき公告する。

昭和二十九年十月一日

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙管理人

一 市町村長が選挙する設立委員の選挙

選挙の日時	選挙区	選挙区の区域	場 所
十月十八日 午前八時	第一区	鳥取市、倉吉市、倉吉市堺町	倉吉市中部地方事務所
十月十八日 午前十時	第二区	倉吉市、米子市	倉吉市役所
十月十八日 午前十二時	第三区	倉吉市、西伯郡、米子市、西伯郡、日野郡、各郡町村	米子市東町西部地方事務所

二 職員が選挙する設立委員の選挙

選挙の日時	選挙区	選挙区の区域	場 所
十月十九日 午前十時	第一区	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡	鳥取市西町 果立鳥取図書館講堂
十月十九日 午前十二時	第二区	倉吉市、東伯郡、郡町村会	倉吉市中部地方事務所
十月十九日 午前十三時	第三区	米子市、西伯郡、日野郡、各郡町村、西伯病院	米子市東町西部地方事務所

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙の選挙長及び選挙事務代理者を次のとおり委嘱し、並びに投票用紙の様式を次のとおり定めた。

昭和二十九年十月一日
鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙管理人

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取

一 選挙長及び選挙長職務代理者

(1) 市町村長が選挙する設立委員の選挙

選挙区 選挙長 選挙長職務代理者

第一区 地方課長 地方課 瀧川直道

第二区 地方課長 地方課 由沢操

金田裕夫

(2) 職員が選挙する設立委員の選挙

選挙区 選挙長 選挙長職務代理者

第一区 東部地方事務所 東部地方事務所 総務課長 田中万壽太

森岡愛吉

第二区 中部地方事務所 中部地方事務所 総務課長 牧田叔人

第三区 西部地方事務所 西部地方事務所 総務課長 野口義雄

平岩照耳

二 投票用紙の様式

○ 注意

一 組合設立委員の氏名は、欄内に一人書くこと。

組合設立委員名 氏

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙投票

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙管理印